大阪府条例第二十九号

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 目次  　第一章・第二章　（略）  　第三章　（略）  　　第一節　ばい煙等の排出の規制等（第十七条―第三十九条の二）  　　第二節　揮発性有機化合物の排出の抑制に関する対策の推進（第三十九条の三・第四十条）  　　第三節　（略）  　　第四節　自動車排出ガス対策の推進（第四十一条―第四十三条）  　　第五節・第六節　（略）  　第四章―第八章　（略）  　第九章　罰則（第百十二条―第百十八条）  　附則 | 目次  　第一章・第二章　（略）  　第三章　（略）  　　第一節　ばい煙等の排出の規制等（第十七条―第四十条）  　　第二節　（略）  　　第三節　自動車排出ガスの排出の規制等  　　　第一款　トラック、バス等の運行に関する規制（第四十条の十四―第四十条の二十一）  　　　第二款　自動車排出ガス対策の推進（第四十一条―第四十三条）  　　第四節・第五節　（略）  　第四章―第八章　（略）  　第九章　罰則（第百十二条―第百十九条）  　附則 |
| （府の責務）  第三条　（略）  ２・３　（略）  ４　府は、事業者の生活環境の保全等に関する自主的な取組を促進するための措置を講ずるものとする。 | （府の責務）  第三条　（略）  ２・３　（略） |
| （用語）  第十七条　（略）  ２　（略）  ３　この節において「届出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙又は粉じん（以下「ばい煙等」という。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。  （規制基準）  第十八条　規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。  ２　届出施設に係る前項の規制基準は、前条第一項第一号のばいじん（以下「ばいじん」という。）にあっては第一号、同項第二号に規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）にあっては第二号又は第三号、粉じんにあっては第四号に掲げる許容限度又は基準とする。  　一―三　（略）  　四　粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準  （届出施設の設置の届出）  第十九条　（略）  第二十条　削除  第二十二条　削除  （届出施設の構造等の変更の届出）  第二十三条　（略）  第二十四条　削除  （計画変更命令等）  第二十五条　知事は、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項（ばい煙に係る事項に限る。）の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙の処理等の方法に関する計画の変更（第二十三条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十九条第一項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。  第二十六条　削除  （実施の制限）  第二十七条　第十九条第一項の規定による届出をした者又は第二十三条第一項の規定による届出をした者で、ばい煙に係る事項の届出をしたものは、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙の処理等の方法の変更をしてはならない。  第二十八条　削除  第二十九条　知事は、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、第二十七条に規定する期間を短縮することができる。  第三十一条　削除  第三十三条　削除  第三十四条　第三十二条の規定により第十九条第一項又は第二十一条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。  （ばい煙等の排出の制限等）  第三十五条　届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「ばい煙等排出者」という。）でばいじん等（ばいじん又は有害物質（指定有害物質を除く。）をいう。以下この項及び第三十七条第一項において同じ。）を排出し、又は飛散させるものは、当該届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん等の量（第三十七条第一項において「ばいじん等濃度」という。）が当該届出施設の排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を排出し、又は飛散させてはならない。  ２　ばい煙等排出者で指定有害物質を排出し、又は飛散させるものは、届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。  ３　ばい煙等排出者で粉じんを排出し、又は飛散させるものは、届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。  ４　（略）  第三十六条　削除  （改善命令等）  第三十七条　（略）  ２　知事は、ばい煙等排出者で指定有害物質を排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。  ３　知事は、ばい煙等排出者で粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。  ４　（略）  第三十八条　削除  第三十九条の二　（略）  　　　　第二節　揮発性有機化合物の排出の抑制に関する対策の推進  （建築物等の塗装の工事での低溶剤塗料の使用）  第三十九条の三　建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）の塗装の工事（屋内のみで行われるものを除く。以下「塗装の工事」という。）の発注者（工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）は、塗装の工事の設計者又は施工者に対し、塗装の工事に使用する塗料について、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第四項に規定する揮発性有機化合物（以下「揮発性有機化合物」という。）の含有量の少ない塗料（揮発性有機化合物を含有しない塗料を含む。以下「低溶剤塗料」という。）の使用を指示するよう努めなければならない。  ２　（略） | （用語）  第十七条　（略）  ２　この節、第四十五条、第四十六条及び第百五条第一項において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として規則で定める物質を除く。）をいう。  ３　（略）  ４　この節において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。  ５　この節において「届出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙、揮発性有機化合物又は粉じん（以下「ばい煙等」という。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。  ６　この節において「届出工場等」とは、揮発性有機化合物を発生し、及び排出する工場又は事業場のうち、その工場又は事業場から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。  （規制基準）  第十八条　規制基準は、届出施設又は届出工場等において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。  ２　届出施設に係る前項の規制基準は、前条第一項第一号のばいじん（以下「ばいじん」という。）にあっては第一号、同項第二号に規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）にあっては第二号又は第三号、揮発性有機化合物にあっては第四号又は第五号、特定粉じんにあっては第六号又は第七号、一般粉じんにあっては第八号に掲げる許容限度又は基準とする。  　一―三　（略）  　四　揮発性有機化合物に係る届出施設（次号の規則で定める揮発性有機化合物に係る届出施設を除く。）の設備及び構造並びに使用及び管理について、施設の種類ごとに定める基準  　五　揮発性有機化合物に係る届出施設で規則で定めるものの設備及び構造並びに使用及び管理について、施設の種類ごとに定める基準又は当該施設において使用される原料に含まれる物質で揮発性有機化合物の発生の原因となるものの当該原料中の含有率について、施設の種類及び用途ごとに定める許容限度  　六　特定粉じん（次号の指定特定粉じんを除く。以下この号において同じ。）に係る届出施設において発生し、又は飛散する特定粉じんで、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる特定粉じんの量について、特定粉じんの種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度  　七　特定粉じんで規則で定めるもの（以下「指定特定粉じん」という。）に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定特定粉じんの種類ごとに定める基準  　八　一般粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準  ３　届出工場等に係る第一項の規制基準は、揮発性有機化合物を発生し、及び排出する施設で規則で定めるもの（以下「指定揮発性有機化合物発生施設」という。）において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物の合計量について定める許容限度とする。  （届出施設等の設置の届出）  第十九条　（略）  第二十条　揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、届出工場等の設置（工場又は事業場に指定揮発性有機化合物発生施設を設置し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより届出工場等となる場合を含む。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。  　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  　二　工場又は事業場の名称及び所在地  　三　指定揮発性有機化合物発生施設の種類ごとの数  　四　指定揮発性有機化合物発生施設の構造  　五　指定揮発性有機化合物発生施設の使用の方法  　六　揮発性有機化合物の処理の方法  ２　前項の規定による届出には、指定揮発性有機化合物発生施設の設置場所、揮発性有機化合物の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。  第二十二条　第十七条第六項の規則又はこれを改正する規則の施行に伴い、新たに届出工場等となる工場又は事業場を当該規則の施行の際現に設置している者（設置（工場又は事業場に指定揮発性有機化合物発生施設を設置し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより当該届出工場等となる場合を含む。）の工事をしている者を含む。第三十六条第二項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）で揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、当該工場又は事業場が届出工場等となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、第二十条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。  ２　第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。  （届出施設等の構造等の変更の届出）  第二十三条　（略）  第二十四条　第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十条第一項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める範囲内である場合は、この限りでない。  ２　第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。  （計画変更命令等）  第二十五条　知事は、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項（ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項に限る。）の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙、揮発性有機化合物若しくは特定粉じんの処理等の方法に関する計画の変更（第二十三条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十九条第一項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。  第二十六条　知事は、第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項の内容が届出工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出工場等における揮発性有機化合物の処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  （実施の制限）  第二十七条　第十九条第一項の規定による届出をした者又は第二十三条第一項の規定による届出をした者で、ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項の届出をしたものは、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙、揮発性有機化合物若しくは特定粉じんの処理等の方法の変更をしてはならない。  第二十八条　第二十条第一項の規定による届出をした者又は第二十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出工場等を設置し、又はその届出に係る届出工場等に設置している指定揮発性有機化合物発生施設の種類ごとの数若しくは構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。  第二十九条　知事は、第十九条第一項若しくは第二十三条第一項又は第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前二条に規定する期間を短縮することができる。  第三十一条　第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る届出工場等の使用を廃止したとき（当該届出工場等に設置している指定揮発性有機化合物発生施設の一部若しくは全部を廃止し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより届出工場等でなくなったときを含む。）は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。  第三十三条　第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る届出工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。  ２　第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る届出工場等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。  第三十四条　前二条の規定により第十九条第一項若しくは第二十一条第一項又は第二十条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。  （ばい煙等の排出の制限等）  第三十五条　届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「ばい煙等排出者」という。）でばいじん等（ばいじん、有害物質（指定有害物質を除く。）又は特定粉じん（指定特定粉じんを除く。）をいう。以下この項及び第三十七条第一項において同じ。）を排出し、又は飛散させるものは、当該届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん等の量（第三十七条第一項において「ばいじん等濃度」という。）が当該届出施設の排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を排出し、又は飛散させてはならない。  ２　ばい煙等排出者で指定有害物質又は指定特定粉じんを排出し、又は飛散させるものは、届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。  ３　ばい煙等排出者で揮発性有機化合物又は一般粉じんを排出し、又は飛散させるものは、届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。  ４　（略）  第三十六条　届出工場等に設置されている指定揮発性有機化合物発生施設において発生する揮発性有機化合物を大気中に排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）は、届出工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。  ２　前項の規定は、第十七条第六項の規則又はこれを改正する規則の施行に伴い、新たに届出工場等となる工場又は事業場を当該規則の施行の際現に設置している者の当該工場又は事業場において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物については、当該工場又は事業場が届出工場等となった日から六月間（当該工場又は事業場が規則で定める工場又は事業場である場合にあっては、規則で定める期間）は、適用しない。  （改善命令等）  第三十七条　（略）  ２　知事は、ばい煙等排出者で指定有害物質、揮発性有機化合物又は指定特定粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。  ３　知事は、ばい煙等排出者で一般粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。  ４　（略）  第三十八条　知事は、揮発性有機化合物排出者が届出工場等に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて揮発性有機化合物の処理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  ２　第三十六条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。  第三十九条の二　（略）  （届出工場等に係る揮発性有機化合物の排出の合計量等の記録）  第三十九条の三　揮発性有機化合物排出者は、規則で定めるところにより、当該届出工場等に設置されている指定揮発性有機化合物発生施設において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物の合計量その他規則で定める事項を、記録しておかなければならない。  （燃料用ガソリンの移送に係る揮発性有機化合物の排出の抑制）  第三十九条の四　府の区域に設けられた燃料小売業（燃料用ガソリンに係るものに限る。以下同じ。）を営む者の営業所においてタンクローリー（当該営業所の地下タンクの通気管に設置された蒸気返還設備からタンクローリーに燃料用ガソリンの蒸気を移送するための接続設備（以下「接続設備」という。）が設置されているものに限る。）から当該地下タンクに燃料用ガソリンを移送する者は、蒸気返還設備と接続設備とを接続して、燃料用ガソリンを移送しなければならない。ただし、当該地下タンクの通気管に蒸気返還設備が設置されていないときは、この限りでない。  ２　府の区域に設けられた燃料小売業を営む者の営業所にタンクローリーを使用して燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者は、接続設備が設置されているタンクローリーを使用して燃料用ガソリンを運搬しなければならない。ただし、当該営業所の地下タンクの通気管に蒸気返還設備が設置されていないときは、この限りでない。  （措置命令）  第三十九条の五　知事は、燃料用ガソリンを移送する者が前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、同項の規定による燃料用ガソリンの移送をすることを命ずることができる。  ２　知事は、燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、同項の規定による燃料用ガソリンの運搬をすることを命ずることができる。  （建築物等の塗装の工事での低溶剤塗料の使用）  第三十九条の六　建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）の塗装の工事（屋内のみで行われるものを除く。以下「塗装の工事」という。）の発注者（工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）は、塗装の工事の設計者又は施工者に対し、塗装の工事に使用する塗料について、揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料（揮発性有機化合物を含有しない塗料を含む。以下「低溶剤塗料」という。）の使用を指示するよう努めなければならない。  ２　（略）  ３　知事は、別に定めるところにより、建築物等の塗装の工事の施工の状況の把握に努めるものとする。 |
| 第三節　（略）  （用語）  第四十条の二　この節及び第百五条第二項において「特定粉じん排出等作業」とは、大気汚染防止法第二条第十一項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。  ２　この節において「特定工事」とは、大気汚染防止法第二条第十二項に規定する特定工事をいう。 | 第二節　（略）  （用語）  第四十条の二　この節及び第百五条第三項において「特定粉じん排出等作業」とは、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十一項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。  ２　この節及び第百五条第三項において「特定工事」とは、大気汚染防止法第二条第十二項に規定する特定工事をいう。 |
| 第四節　自動車排出ガス対策の推進  　　　　第五節・第六節　（略） | 第三節　自動車排出ガスの排出の規制等  　　　　　第一款　トラック、バス等の運行に関  する規制  （用語）  第四十条の十四　この款及び第百五条第五項において「対象自動車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。次項において「令」という。）第四条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）（これらの自動車のうち電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものを除く。）をいう。  ２　この款及び第百五条第五項において「対策地域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域をいう。  ３　この款及び第百五条第五項において「荷主等」とは、自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者をいう。  ４　この款において「施設管理者」とは、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場その他規則で定める多数の対象自動車が出入りする施設であって対策地域内に存するものを管理する者をいう。  ５　この款及び第百五条第五項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であって、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。）をいう。  （車種規制適合車等の使用義務）  第四十条の十五　対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるときは、この限りでない。  （車種規制適合車等の使用命令等）  第四十条の十六　知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。  （荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置）  第四十条の十七　荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。  （勧告）  第四十条の十八　知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による求めをすべきことを勧告することができる。  （施設管理者の努力義務）  第四十条の十九　施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講ずるよう努めなければならない。  （対象自動車の販売業者及び賃貸業者の義務）  第四十条の二十　業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じなければならない。  （勧告）  第四十条の二十一　知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講ずべきことを勧告することができる。  　　　　　第二款　自動車排出ガス対策の推進  　　　　第四節・第五節　（略） |
| （事故時の措置）  第六十四条　事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に流出したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く当該当該汚水又は廃液の流出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあっては、この限りでない。  ２　知事は、前項本文の場合において、事業者（届出事業場又は特定事業場の設置者に限る。）が同項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。  第六十五条　削除 | （事故時の措置）  第六十四条　届出事業場又は特定事業場の設置者は、当該届出事業場又は特定事業場において、届出施設又は特定施設の破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く当該汚水又は廃液の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあっては、この限りでない。  ２　知事は、届出事業場又は特定事業場の設置者が前項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。  （汚濁負荷量の総量の削減指導等）  第六十五条　知事は、公共用水域の水質の汚濁による生活環境に係る被害の発生を防止するため、第四十九条第二項第二号に規定する項目のうち公共用水域に排出される汚濁負荷量の総量を削減する必要があると認める項目について、その項目で表示した汚濁負荷量（以下この条において「汚濁負荷量」という。）の総量を削減するための指導の方針を定め、この方針に基づき、公共用水域に汚水、廃液その他汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。  ２　知事は、前項の指導又は助言をするため必要があると認めるときは、事業活動に伴って前項の汚濁負荷量の増加の原因となる物を公共用水域に排出する者に対し、その処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。 |
| （用語）  第八十一条の二　（略）  ２・３　（略）  ４　この節及び第百五条第五項において「土壌汚染状況調査」とは、第八十一条の四第一項及び第六項、第八十一条の五第二項並びに第八十一条の六第二項及び第三項の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類（以下これらを「管理有害物質」という。）による汚染の状況の調査をいう。  （自主調査等の指針）  第八十一条の二十一の三　知事は、土壌の管理有害物質による汚染の状況の調査、汚染の除去等の措置（土壌法又はこの節の規定による調査及び措置を除く。以下それぞれ「自主調査」及び「自主措置」という。）及び自主調査により土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が第八十一条の八第一項第一号の規則で定める基準に適合しないと認められる当該土地における土地の形質の変更の実施に関する指針（以下この条において「自主調査等の指針」という。）を定め、公表するものとする。  ２―５　（略）  （改善勧告及び改善命令）  第八十六条　知事は、規制地域内に設置されている工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等から騒音等を発生させる者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等を発生する施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。  ２・３　（略） | （用語）  第八十一条の二　（略）  ２・３　（略）  ４　この節及び第百五条第六項において「土壌汚染状況調査」とは、第八十一条の四第一項及び第六項、第八十一条の五第二項並びに第八十一条の六第二項及び第三項の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類（以下これらを「管理有害物質」という。）による汚染の状況の調査をいう。  （自主調査等の指針）  第八十一条の二十一の三　知事は、土壌の管理有害物質による汚染の状況の調査、汚染の除去等の措置（土壌法又はこの節の規定による調査及び措置を除く。以下それぞれ「自主調査」及び「自主措置」という。）及び自主調査により土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が第八十一の八第一項第一号の規則で定める基準に適合しないと認められる当該土地における土地の形質の変更の実施に関する指針（以下この条において「自主調査等の指針」という。）を定め、公表するものとする。  ２―５　（略）  （改善勧告及び改善命令）  第八十六条　知事は、規則で定める場合を除き、規制地域内に設置されている工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等から騒音等を発生させる者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等を発生する施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。  ２・３　（略） |
| （環境審議会への諮問）  第百三条　（略）  　一　第十七条第三項に規定する届出施設  　二―十一　（略）  （報告及び検査）  第百五条　知事は、この条例（第三章第三節、第六十四条及び第五章第三節の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下「汚染物質等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。  　一　ばい煙等排出者  　二―十三　（略） | （環境審議会への諮問）  第百三条　（略）  　一　第十七条第五項に規定する届出施設  　二　第十七条第六項に規定する届出工場等  　三―十二　（略）  （報告及び検査）  第百五条　知事は、この条例（第三十九条の四、第三十九条の五、第三章第二節、第三章第三節第一款及び第五章第三節の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下「汚染物質等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。  　一　ばい煙等排出者又は揮発性有機化合物排出者  　二―十三　（略） |
| ２　知事は、第三章第三節の規定の施行に必要な限度において、解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査、同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、解体等工事の場所その他解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者の事務所等に立ち入り、当該調査、事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況を検査させることができる。  ３　知事は、第三章第三節の規定の施行に必要な限度において、解体等工事の発注者又は自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成に係る建築物等の設計図書の提供又は特定建築材料の使用状況、施工方法、工期、工事費その他建設工事の請負契約に関する事項その他必要な事項についての報告を求めることができる。  ４　知事は、第六十四条の規定の施行に必要な限度において、施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液を公共用水域に流出させる事故を発生させた事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事業所等に立ち入り、事故の状況その他必要な事項を検査させることができる。  ５―７　（略）  （公表）  第百六条　知事は、第三十五条第一項から第三項まで、第四十条の十第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。  ２　（略）  ３　知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。  （事務処理の特例）  第百十一条　（略）  　一　第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第三十条及び第三十四条の規定による届出の受理に関する事務  　二―十　（略）  ２　（略）  ３　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって守口市、和泉市及び熊取町の区域に係るもの（守口市の区域にあっては第八号から第二十四号まで、第二十六号及び第二十八号に掲げる事務を除き、和泉市の区域にあっては第二号に掲げる事務を除き、熊取町の区域にあっては第三号から第七号まで、第二十五号、第二十七号及び第二十九号に掲げる事務を除く。）は、当該市又は町が処理することとする。  　一―五　（略）  　六―二十四　（略）  　二十五　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第二号並びに第三号から第七号まで、前号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）  　二十六　第百五条第五項及び第六項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第八号から第二十一号まで及び第二十八号に掲げる事務に係るものに限る。）  　二十七　第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）  　二十八　第百六条第二項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務（第八十一条の七の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）  　二十九　（略）  ４　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの（大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあっては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあっては第一号に掲げる事務（第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。）を除き、寝屋川市の区域にあっては第十六号から第二十号まで、第二十二号及び第二十六号に掲げる事務を除く。）は、当該市、町又は村が処理することとする。  　一・二　（略）  　三　前項第三号から第二十九号までに掲げる事務  　四　第二十五条及び第三十七条第一項から第三項までの規定による命令に関する事務  　五　（略）  　六―二十　（略）  　二十一　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第一号並びに第四号、第五号、第十五号、第二十五号及び第二十七号に掲げる事務に係るものに限る。）  　二十二　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第十六号から第十九号までに掲げる事務に係るものに限る。）  　二十三　第百五条第二項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務  　二十四　第百五条第三項の報告の徴収に関する事務  　二十五　第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第三十五条第一項から第三項まで若しくは第四十条の十第一項の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）  　二十六　第百六条第二項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）  　二十七　第百七条の規定による要請に関する事務（ばい煙又は粉じんを排出し、又は飛散させる者に対するものに限る。）  第百十二条　（略）  　一　第二十五条又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者  　二―六　（略）  第百十三条　（略）  　一　（略）  　二　第三十七条第三項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者  　三・四　（略）  ２　（略）  第百十四条　（略）  　一　第十九条第一項の規定による届出（第十七条第二項に規定する粉じん（以下「粉じん」という。）に係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　二　第二十三条第一項の規定による届出（粉じんに係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　三―九　（略）  第百十五条　（略）  　一　（略）  　二　第三十九条の二の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者  　三―六　（略）  第百十六条　（略）  　一　第十九条第一項の規定による届出（粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　二　第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  　三　第二十三条第一項の規定による届出（粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　四　第二十七条の規定に違反した者  　五―八　（略）  　九　第百五条第一項（第二号を除く。）、第二項、第三項、第五項（第一号を除く。）若しくは第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項（第二号を除く。）、第二項、第五項（第一号を除く。）若しくは第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  第百十七条・第百十八条　（略） | ２　知事は、第三十九条の四及び第三十九条の五の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、タンクローリーの接続設備の接続若しくは設置の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に当該燃料用ガソリンの移送の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該タンクローリーその他の物件を検査させることができる。  　一　第三十九条の四第一項の燃料用ガソリンを移送する者  　二　第三十九条の四第二項の燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者  ３　知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査、同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、解体等工事の場所その他解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者の事務所等に立ち入り、当該調査、事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況を検査させることができる。  ４　知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、解体等工事の発注者又は自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成に係る建築物等の設計図書の提供又は特定建築材料の使用状況、施工方法、工期、工事費その他建設工事の請負契約に関する事項その他必要な事項についての報告を求めることができる。  ５　知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等の使用の求めの状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件を検査させることができる。  　一　対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者  　二　荷主等  　三　業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者  ６―８　（略）  （公表）  第百六条　知事は、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条第一項、第四十条の十第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。  ２　知事は、第四十条の十六の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。  ３　（略）  ４　知事は、前三項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。  （事務処理の特例）  第百十一条　（略）  　一　第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条、第三十一条及び第三十四条の規定による届出の受理に関する事務  　二―十　（略）  ２　（略）  ３　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって守口市、和泉市及び熊取町の区域に係るもの（守口市の区域にあっては第十号から第二十六号まで、第二十八号及び第三十号に掲げる事務を除き、和泉市の区域にあっては第二号に掲げる事務を除き、熊取町の区域にあっては第三号から第九号まで、第二十七号、第二十九号及び第三十一号に掲げる事務を除く。）は、当該市又は町が処理することとする。  　一―五　（略）  　六　第六十五条第一項の指導及び助言に関する事務  　七　第六十五条第二項の報告の徴収に関する事務  　八―二十六　（略）  　二十七　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第二号並びに第三号から第九号まで、第二十六号及び第二十八号に掲げる事務に係るものに限る。）  　二十八　第百五条第六項及び第七項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第十号から第二十三号まで及び第三十号に掲げる事務に係るものに限る。）  　二十九　第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）  　三十　第百六条第三項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務（第八十一条の七の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）  　三十一　（略）  ４　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの（大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあっては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあっては第一号に掲げる事務（第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。）を除き、寝屋川市の区域にあっては第十七号から第二十一号まで、第二十三号及び第二十七号に掲げる事務を除く。）は、当該市、町又は村が処理することとする。  　一・二　（略）  　三　前項第三号から第三十一号までに掲げる事務  　四　第二十五条、第二十六条、第三十七条第一項から第三項まで及び第三十八条第一項の規定による命令に関する事務  　五　（略）  　六　第三十九条の五各項の規定による命令に関する事務  　七―二十一　（略）  　二十二　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第一号並びに第四号、第五号、第二十一号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務に係るものに限る。）  　二十三　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第二十二号から第二十五号までに掲げる事務に係るものに限る。）  　二十四　第百五条第二項及び第三項の報告の徴収及びこれらの規定による立入検査に関する事務  　二十五　第百五条第四項の報告の徴収に関する事務  　二十六　第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条第一項若しくは第四十条の十第一項の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）  　二十七　第百六条第三項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）  　二十八　第百七条の規定による要請に関する事務（ばい煙、揮発性有機化合物又は粉じんを排出し、又は飛散させる者に対するものに限る。）  第百十二条　（略）  　一　第二十五条、第二十六条、第三十七条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項の規定による命令に違反した者  　二―六　（略）  第百十三条　（略）  　一　（略）  　二　第三十七条第三項、第三十九条の五第一項若しくは第二項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者  　三・四　（略）  ２　（略）  第百十四条　（略）  　一　第十九条第一項の規定による届出（第十七条第四項に規定する一般粉じん（以下「一般粉じん」という。）に係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　二　第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  　三　第二十三条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　四　第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  　五―十一　（略）  第百十五条　第四十条の十六の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。  第百十六条　（略）  　一　（略）  　二　第三十九条の二又は第三十九条の三の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者  　三―六　（略）  第百十七条　（略）  　一　第十九条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　二　第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  　三　第二十三条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者  　四　第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者  　五―八　（略）  　九　第百五条第一項（第二号を除く。）、第三項、第四項、第五項、第六項（第一号を除く。）若しくは第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項（第二号を除く。）、第三項、第五項、第六項（第一号を除く。）若しくは第七項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  第百十八条・第百十九条　（略） |
|  |  |

第二条　大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （用語）  第八十一条の二十二　（略）  ２　この章において「第一種管理化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法」という。）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となる化学物質で規則で定めるものをいう。  ３　この章において「第二種管理化学物質」とは、化学物質排出把握管理促進法第二条第三項に規定する第二種指定化学物質及び生活環境への影響を生じるおそれのある化学物質で規則で定めるものをいう。  ４・５　（略） | （用語）  第八十一条の二十二　（略）  ２　この章において「第一種管理化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法」という。）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び次の各号のいずれかに該当する化学物質（第一号又は第二号に該当する化学物質にあっては、発がん性若しくは変異原性を有するもの、自然的作用による化学的変化を生じにくいもの又は生物の体内に蓄積されやすいものに限る。）で規則で定めるものをいう。  　一　当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。  　二　当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。  　三　当該化学物質が浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるものであること。  ３　この章において「第二種管理化学物質」とは、化学物質排出把握管理促進法第二条第三項に規定する第二種指定化学物質及び前項第一号若しくは第二号に該当する化学物質（発がん性若しくは変異原性を有するもの、自然的作用による化学的変化を生じにくいもの又は生物の体内に蓄積されやすいものを除く。）又は生活環境への影響を生じるおそれのある化学物質で規則で定めるものをいう。  ４・５　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。